

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則	（職員厚生課）	一
○生活保護法による医療機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（同）	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	（同）	二
○生活保護法による施術者の指定	（同）	二
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	（同）	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（同）	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（農林水産経営支援課）	三
○農業振興地域の変更	（農業振興課）	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	四
○証紙売りさばき人の指定（二件）	（会計課）	五
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	五
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について		五

公 告

公安委員会

規 則

○指定自動車教習所の指定の取消し
○運転免許取得者教育の認定の取消し

六 六

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十二号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（昭和四十二年宮城県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）

からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第四条第一項第八号を削り、同条第二項中「又は通勤により生じた」と認定しないを「により生じたもの又は通勤により生じたものいずれでもない」と認定したに、「本人又はその遺族」を「被災職員等」に改め、同項第五号中「公務又は通勤により生じた災害と認定しない」を「公務上の災害又は通勤による災害でない」と認定したに改め、同項第六号を削る。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（審査の申立ての教示）

第二十五条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十三条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社調剤薬局アウル	柴田郡大河原町字新東九三一九	平成三十年十月一日
あけぼのクリニック	石巻市蛇田字新埵寺二百二十	平成三十年十月一日
つばめの杜歯科医院	巨理郡山元町つばめの杜二丁目五二二	平成三十年十一月一日

○宮城県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小野歯科医院	石巻市鑄銭場一四	平成三十年九月二十五日
後藤歯科医院	柴田郡大河原町字幸町八一二十三	平成三十年九月二十日
仙南歯科医院	角田市角田字町二百十七	平成三十年九月一日
トミザワ薬局駅南店	大崎市古川駅南三丁目七番地	平成三十年九月三十日
あけぼのクリニック	石巻市蛇田字新埵寺二百二十	平成三十年九月三十日

○宮城県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
宮城県子ども総合センター1附属診療所石巻診療室	石巻市あゆみ野五丁目七番地	宮城県子ども総合センター1附属診療所石巻診療室	石巻市蛇田字新沼田十二番地四街区一画地	平成三十年八月二十五日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二一四		石巻市成田字小塚百三十二一四	平成三十年九月二十日
変更前	共創未来河北薬局	共創未来河北薬局		

○宮城県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉田 昭彦	まごころマッサージ治療院	仙台市宮城野区宮千代二丁目三番十一号渡正ビル百一	平成三十年十月二十二日
下條 静	下條鍼灸院	仙台市青葉区落合二丁目七一八	平成三十年十一月一日

○宮城県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	氏名	施設所の名称	住所又は施設所の所在地	変更年月日
	高橋 隼人		手倉田とんとん接骨院	名取市手倉田字堰根七百一	平成三十年十一月一日
	さくらの木整骨院		巨理郡巨理町逢隈牛袋字熊野八十		

○宮城県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇三二二	セベックヘルバーステーション 富谷市成田二丁目三 一三成田ビル一〇三	行動援護	有限会社セベック	平成三十年十二月一日

○宮城県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇九〇〇〇八八	さくらんば 多賀城市桜木三 一宮城復興パ ーク 日二十四号館一階	就労継続支援B型	社会福祉法人 嶋福祉会	平成三十年十一月三十日

○宮城県告示第六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第四十四加入区	平成十九年宮城告示第三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協会の事務所所在地のうち三島	平成三十年十一月七日	気仙沼市本吉町天ヶ沢 十 島山 正雄 氣仙沼市本吉町天ヶ沢 菊地 敏男	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第二百九十八号）第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	六人
宮城県第十三加入区	平成十九年宮城告示第三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協会の事務所所在地のうち三島	平成三十年十一月七日	気仙沼市本吉町三島百 三十七 三浦 明夫 気仙沼市本吉町長根百 八十六 三浦 勇	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第二百九十八号）第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	五人
宮城県第二加入区	平成十九年宮城告示第三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協会の事務所所在地のうち大谷、窪野、長根の区域	平成三十年十一月七日	気仙沼市本吉町大谷三 百四十二 遠藤 豊 気仙沼市本吉町大谷三 百六十三 奥田 光志	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第二百九十八号）第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	十人
宮城県第六加入区	平成十九年宮城告示第三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業に基く漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協会の事務所所在地のうち大谷、窪野、長根の区域	平成三十年十一月七日	気仙沼市本吉町津谷長 菅原 富男	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第二百九十八号）第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	六人

宮城県第 六十八加 入区	平成十九年宮 城告示第第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)で 告示された 宮城県漁業協 同組合の大谷 本吉支所の地 区のうち津谷 小泉の区域	平成三十年十 一月二十六日	石巻市北上町十三浜小 滝六十 武山 石巻市北上町十三浜松 ノ坂五十 西條 芳樹	令第二百九十 八号(第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業)	令第二百九十 八号(第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業)	五十六人
--------------------	---	------------------	--	---	---	------

○宮城県告示第千六十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第千二百五十一号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、平成三十年十二月七日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び宮城県仙台台地方振興事務所に備えて縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

変更後の地域

別冊のとおり

○宮城県告示第千六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

(二) 次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

(二) 次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

(二) 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千六十六号

証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社ノグチ	売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
野口 典秀	栗原市築館字留場雇田七十番地	平成三十年十一月二十八日		

○宮城県告示第千六十七号

証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)第五条第一項第一号の規定により、証紙売りさばき機関として次のとおり指定した。

平成三十年十二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき機関 宮城県大河原地方 振興事務所	売りさばき場所 柴田郡大河原町字南百二十九番一号 大河原合同庁舎一階大河原地方振興事務所総務部 県民サービスセンター内	指定年月日 平成三十年十二月一日
------------------------------	--	---------------------

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十二月七日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
東松島市大曲字寺沼百十二番十三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東松島市大曲字寺沼百四十九番地五
菅原 貴

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第167号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成30年12月7日

宮城県公安委員長 山口 哲男

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者(大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く)	平成31年1月15日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者(大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く)		

新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員と資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成29年、30年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成31年1月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成30年12月7日（金）から平成30年12月19日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成30年12月7日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

ウ その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

○宮城県公安委員会告示第169号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた、次の指定自動車教習所の指定を取消した。

平成30年12月7日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 名称等

名称、住所及び代表者の氏名	指定番号	指定していた免許の種類	指定を取消した年月日
---------------	------	-------------	------------

塩釜中央自動車学校 塩釜市舟入1丁目6番7号 柴原 英	19	中型自動車免許 普通自動車免許 普通自動車二種免許 大型特殊自動車二種免許	平成30年 12月1日
-----------------------------------	----	--	----------------

2 指定を取消した理由

指定自動車教習所を自主廃止したため。

○宮城県公安委員会告示第170号

次の者は、自動車教習所の廃止により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項第1号及び第2号に適合しなくなったため、同条第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定により告示する。

平成30年12月7日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

名称、住所及び代表者の氏名	取消した教育の課程及び名称	認定を取消した年月日
塩釜中央自動車学校 塩釜市舟入1丁目6番7号 柴原 英	運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条（四輪免許取得者ペーパードライバークラス教育） 第2号（二輪免許取得者ペーパードライバークラス教育） 第4号（優良・一般運転者更新時講習同等教育） 第7号（二輪車の二人乗り教育） 第8号（企業習熟運転者教育） の教育課程	平成30年 12月1日